

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月までの期間、平成元年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月まで
② 平成元年 2 月及び同年 3 月

私が、昭和 54 年に会社を退職後、しばらくたってから私の母親が、市役所で国民年金の加入手続を行い、その後に勤務した会社を退職した際も、国民年金への切替手続を行ってくれた。国民年金保険料についても、母親が、家族の保険料と一緒に、納付書により金融機関や市役所で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行い、自身の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金に任意加入し、自身が 60 歳になるまでの期間の定額保険料及び付加保険料を全て納付していることから、その母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び国民年金手帳交付簿に記載された払出年月日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和 56 年 5 月に行われたと推認され、その時点において、当該期間の国民年金保険料は、過年度納付することが可能であり、申立期間②については、オンライン記録によると、平成元年 10 月に、当該期間の分と推認される過年度納付書が発行されていることが確認できることから、保険料の納付意識が高かった申立人の母親が、7 か月、2 か月と短期間である申立期間①及び②の保険料についても、過年度納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和57年7月1日から59年2月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額記録を、57年7月から58年1月までは15万円、同年2月から同年12月までは16万円、59年1月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月9日から61年2月1日まで
厚生年金保険の記録によると、A社に係る標準報酬月額記録が、所持している給与明細書で確認できる報酬月額と比べて低額になっているので、調査の上、標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年7月1日から59年2月1日までの期間について、当該期間のうち、57年7月、同年8月、58年2月から同年5月まで、同年8月、同年12月及び59年1月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、57年7月及び同年8月は15万円、58年2月から同年5月まで、同年8月及び同年12月は16万円、59年1月は15万円であると認められる。

また、当該期間のうち、給与明細書が無い昭和57年9月から58年1月まで、同年6月及び同年7月、同年9月から同年11月までの標準報酬月額については、当該期間の前後の給与明細書において確認できる保険料控除額から、57年9月から58年1月までは15万円、同年6月及び同年7月、同年9月から同年11月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書において確認又は推認で

きる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和56年3月9日から57年7月1日までの期間及び59年2月1日から61年2月1日までの期間について、申立人の所持する56年7月、57年1月及び同年4月から同年6月までに係る給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及び同社の社会保険事務を受託していたB事業所に照会したものの、申立人の人事記録及び給与関係書類等を確認することができない上、申立人も上記の期間に係る給与明細書を除き保険料の控除を確認できる資料を所持していないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録は、遡及して訂正された形跡は無く、記載内容に不備も無い上、複数の同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが不自然な取扱いであったという事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和56年3月9日から57年7月1日までの期間及び59年2月1日から61年2月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8083

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年7月29日から同年8月1日まで
A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間に同社B支店から同社に異動し、継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、企業年金連合会の記録及び複数の同僚の供述から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日に、同社B支店から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、日本年金機構C事務センターは、A社B支店における申立期間当時の事業主を特定できない旨回答していることから照会することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成4年6月から同年9月までは19万円、同年10月から5年4月までは20万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成6年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月30日から5年6月1日まで
② 平成6年4月1日から同年5月1日まで

事業所の移転はあったものの、私は、昭和63年8月から平成6年4月末までの期間においてA社に継続して勤務していた。

しかし、オンライン記録では、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。調査の上、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、オンライン記録によると、申立人は4年6月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、雇用保険の記録から、

申立人が当該期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成5年3月31日より後の同年5月10日付けで、申立人を含む同僚33人について、4年10月の定時決定の記録を取り消し、資格喪失日を同年6月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時、A社は経営不振であった。給与の遅配や社会保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成4年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失した旨の処理を行った5年5月10日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、平成4年6月から同年9月までは19万円、同年10月から5年4月までは20万円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人は、A社において、職種や雇用形態に変更は無く継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持している平成6年の給与所得の源泉徴収票の記録から、同年4月の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年3月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、当該期間の直前まで適用事業所となっているが、その後は当該期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、商業登記簿謄本の記録及び同僚の証言から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成5年5月10日から同年6月1日までの

期間について、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、同僚が所持している給与明細書により、平成5年5月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及び同社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年7月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月10日から同年8月1日まで

私は、昭和45年4月1日から49年1月25日までの期間において、A社で継続して勤務していた。厚生年金保険の記録によると、45年7月10日に同社C工場から同社B工場へ転勤したにもかかわらず、同社C工場における資格喪失日が同年7月31日となっている。また、同社B工場の資格取得日が同年8月1日となっているため、同年7月が、被保険者期間になっていない。日本年金機構から、私と同様に転勤した同僚の記録が訂正された旨の手紙が来たので、調査の上、私の被保険者記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員名簿、申立人の退職願、社内通達及び雇用保険の記録から、申立人は同社に継続して勤務し（昭和45年7月10日に、同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月のA社B工場における申立人の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は不明としているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、上記の社内通達において申立人と同日付けで異動したことが確認できる全ての被保険者について、同社における資格喪失日が昭和45年7月31日、同社B工場における資格取得日が同年8月1日となっており、当該全ての被保険者に同じ被保険者期間について記録の欠落が生じていることから、事業主が申立人の同社における資格喪失日を同年7月31日、同社B工場における資格取得日を同年8月1日として届け出た結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月10日は8万円、17年7月25日は20万5,000円、同年12月25日は36万5,000円、18年7月25日は30万6,000円、同年12月25日は38万9,000円、19年7月25日は41万9,000円、同年12月25日は38万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月10日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月25日
④ 平成18年7月25日
⑤ 平成18年12月25日
⑥ 平成19年7月25日
⑦ 平成19年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、

年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②から⑦までに係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる賞与支給額又は保険料控除額から、平成17年7月25日は20万5,000円、同年12月25日は36万5,000円、18年7月25日は30万6,000円、同年12月25日は38万9,000円、19年7月25日は41万9,000円、同年12月25日は38万9,000円とすることが必要である。

一方、申立期間①について、申立人が賞与明細書を所持していないため、支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

しかしながら、3名の同僚が申立期間①に係る賞与明細書を所持しており、いずれも当該期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、このうち2名については、賞与明細書で確認できる標準賞与額は、オンライン記録における法第75条該当の標準賞与額と一致していることから、申立人の当該期間の標準賞与額については、オンライン記録における法第75条該当と記録されている8万円と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①から⑦までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和30年7月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月27日から同年8月1日まで

私は、昭和28年4月にA社へ入社し、平成7年1月末まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、同社D工場から同社C事業所へ転勤した頃の昭和30年7月の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和30年7月27日に、同社D工場から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和30年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から5年6月1日まで
事業所の移転はあったものの、私は、昭和60年4月から平成6年1月までA社に継続して勤務していた。

しかし、オンライン記録では、申立期間が被保険者となっていない。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、オンライン記録によると、申立人は4年6月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、雇用保険の記録から、申立人が当該期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成5年3月31日より後の同年5月10日付けで、申立人を含む同僚33人について、4年10月の定時決定の記録を取り消し、資格喪失日を同年6月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時、A社は経営不振であった。給与の遅配や社会保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成4年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、

申立人の資格喪失日は、当該喪失した旨の処理を行った5年5月10日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成5年5月10日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚が所持している給与明細書等により、平成5年5月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成4年6月から同年9月までは20万円、同年10月から5年4月までは24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から5年6月1日まで
事業所の移転はあったものの、私は、昭和58年4月から平成5年9月までA社に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、平成4年6月30日に被保険者資格を喪失し、5年6月1日に移転後の事業所で資格取得しており、申立期間が被保険者となっていない。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、オンライン記録によると、申立人は4年6月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、雇用保険の記録から、申立人が当該期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成5年3月31日より後の同年5月10日付けで、申立人を含む同僚33人について、4年10月の定時決定の記録を取り消し、資格喪失日を同年6月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時、A社は経営不振であった。給与の遅配や社会保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成4年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失した旨の処理を行った5年5月10日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、平成4年6月から同年9月までは20万円、同年10月から5年4月までは24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成5年5月10日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚が所持している給与明細書等により、平成5年5月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成4年6月から同年9月までは38万円、同年10月から5年4月までは41万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成6年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月30日から5年6月1日まで
② 平成6年4月1日から同年5月1日まで

事業所の移転はあったものの、私は、昭和57年7月から平成6年4月末までの期間においてA社に継続して勤務していた。

しかし、オンライン記録では、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。調査の上、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、オンライン記録によると、申立人は4年6月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、雇用保険の記録から、

申立人が当該期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成5年3月31日より後の同年5月10日付けで、申立人を含む同僚33人について、4年10月の定時決定の記録を取り消し、資格喪失日を同年6月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時、A社は経営不振であった。給与の遅配や社会保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成4年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失した旨の処理を行った5年5月10日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、平成4年6月から同年9月までは38万円、同年10月から5年4月までは41万円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人は、A社において、職種や雇用形態に変更は無く継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人の同僚が所持している平成6年の給与所得の源泉徴収票の記録から、同年4月の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年3月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、当該期間の直前まで適用事業所となっているが、その後は当該期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、商業登記簿謄本の記録及び同僚の証言から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成5年5月10日から同年6月1日までの

期間について、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚が所持している給与明細書等により、平成5年5月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から7年3月までの期間及び同年6月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月から7年3月まで
② 平成7年6月から8年3月まで

私は、学生であった平成3年4月頃、学生についても国民年金に加入することとなったため、国民年金の加入手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、納付期限までに社会保険事務所（当時）で納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった平成3年4月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料については、納付期限までに社会保険事務所で納付していたと主張している。これについては、i) 申立期間①及び②の各月の納期限は翌月末であるが、当該期間の前後の申立人の保険料の納付状況を見ると、2か月分ごとに納付している期間があることや、過年度納付している期間があることがオンライン記録により確認できること、ii) 当該期間当時、申立人が納付していたとするA社会保険事務所（当時）で現年度保険料を納付することはできなかったことが、B年金事務所への調査結果により確認できることから、保険料の納付頻度や納付場所が申立人の主張と一致しない。

また、申立人に対し、平成8年10月に過年度納付書が発行されていることがオンライン記録により確認でき、当該納付書が発行された時点において、申立期間①の一部及び②の国民年金保険料は、過年度納付により納付するこ

とが可能であるが、申立人は、5年5月に3年4月から4年3月までの保険料を追納したことを除き、保険料を遡って納付したかどうか憶^{おぼ}えていないと述べており、当該期間の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から61年3月まで

私は、昭和50年3月に大学を卒業後、国民年金に加入せず、国民年金保険料も納付していなかった。その後、時期ははっきり憶えていないが、私の叔母から、「今が、過去に遡って保険料を支払うことができるチャンスだ。」と言われ、周囲からもそのような制度の話を聞いていたので、同制度が終わる前頃に、それまで未納となっていた期間の保険料を納付するために、父親と一緒に市役所に出かけた。そのとき、遡って納付するための保険料額は20数万円と聞いたことを記憶している。実際に同市役所で未納期間の保険料を納付するための手続を行い、同保険料を納付してくれたのは父親だった。

父親が私の国民年金保険料を一括納付後、私は、いつから納付を開始したか憶えていないものの、ずっと納付していたはずであり、両親からも、「(あなたは)30歳前から国民年金に加入している。」と言われていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期について何も記憶しておらず、申立期間の国民年金保険料の納付についても、i) 未納期間の保険料を納付するために市役所に出かけた時期をはっきり憶えていないこと、ii) 同保険料を一括納付するために必要な金額は記憶しているものの、その納付に直接関与しておらず、同保険料を納付したとするその父親は既に他界していること、iii) 一括納付後の保険料の納付を、いつから開始したか憶えていないことなどから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不

明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格記録等から、昭和 62 年 3 月又は同年 4 月と推認され、同加入手続時点において、申立期間のほとんどは、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。ちなみに、時効により徴収する権利が消滅した期間の保険料を申立人が納付するためには、これまで 3 回実施された特例納付制度を利用するほかにないが、同加入手続時点においては、最後に実施された「第 3 回特例納付」の実施期間後であり、同制度を利用することもできない。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号の払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるような事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から同年11月までの期間及び60年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年8月から同年11月まで
② 昭和60年3月

私の国民年金の記録は、昭和59年から60年にかけて抜け落ちているが、会社を退職後に、自身又は私の母親が国民年金への切替手続きを行い、送付されてきた納付書で、郵便局又は区役所の出張所で国民年金保険料を納付していた。当時、私は両親と同居しており、特に母親が年金に関してとても厳しく、きちんと保険料を納付するように再々言われていた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後に、自身又は申立人の母親が申立期間に係る国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録では、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った記載が無いことに加え、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金への切替手続き及び国民年金保険料の納付について、その場所、方法や納付金額等に係る記憶が定かではない上、申立人の母親は既に他界しており、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から7年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から7年6月まで

私は、A職を辞めて、大学院に進学した時に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を町役場で行った。

国民年金への切替手続を行った時に、新しい年金手帳をもらったこと、国民年金の保険料は、口座振替で納めていたことを覚えているので、申立期間の記録が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学院に入学した時に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を口座振替で納付していたと主張している。しかし、申立期間の保険料を納付する前提として、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の手帳記号番号は払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録によると、申立人の最も古い国民年金加入記録は、平成18年6月からとなっている。

また、平成5年4月から7年11月までの期間に、申立人が申立期間当時居住していた町の役場において、国民年金の加入手続を行った600人分の記録を目視したが、申立人又は申立人に類似する氏名の者は確認できなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から53年3月まで

私は、私の義父から、昭和51年10月に私の結婚後、遅くとも52年の初め頃までに、義父が市の市民センターで私の国民年金の加入手続きを行い、20歳からの未納期間の国民年金保険料を遡って納付してくれていたと聞いていた。

その後の私の国民年金保険料については、義母が、私たち夫婦と義父母の四人分を一緒に納付してくれていた。

結婚後に国民年金保険料を一緒に納付してきた私の夫及び義父母は、保険料が完納となっており、私の申立期間の保険料のみが、義父及び義母が保険料を納付してくれたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き等を行ったとするその義父は既に他界しており、証言を得ることができないことから、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その義父が、昭和51年10月から52年初め頃までの間に申立人の国民年金の加入手続きを行い、20歳からの未納期間の国民年金保険料を遡って納付してくれ、その後の保険料については、その義母が、申立人の夫及び義父母の分と一緒に納付してくれていたと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続き時期は、54年2月と推認されること、ii) 申立人が居住していた市の年金徴収リスト（昭和53年

度)によると、申立人は、53年4月から54年3月までの現年度保険料を同年4月24日にまとめて納付していることが確認できる一方、その夫及び義父母の当該期間の保険料については、特殊台帳によると前納されていることから、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の主張する加入手続時点において、申立期間のうち、昭和47年10月から49年6月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない上、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い。

加えて、申立人の推認される国民年金の加入手続時期は、「第3回特例納付」の実施期間であり、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付することは可能であったものの、申立人は特例納付について何も知らないと述べている上、申立人の特殊台帳にも特例納付により当該期間の保険料を納付したことを示す記録は無い。

その上、申立人の義父及び義母が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 6 月まで

私は、勤務先を退職した翌月の昭和 57 年 4 月に、国民年金の加入手続を区役所で行った。私が所持している年金手帳にも同年同月の記載がある。

申立期間の国民年金保険料については、私が、送付されてきた納付書により定期的に郵便局で納付していたが、保険料額及び納付頻度の記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職した翌月の昭和 57 年 4 月に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は 63 年 10 月 25 日であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の加入手続時期についての主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 63 年 10 月の時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人の主張するとおり、57 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、国民年金保険料額及び納付頻度の記憶が明確でないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明であることに加え、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで

私は、昭和50年6月に会社を退職したことを契機に、同年同月頃に国民年金の加入手続を行い、61年4月に第3号被保険者となるまで、国民年金保険料を毎月、集金人に納付していた。申立期間の保険料については、勤務先に来ていた集金人に、毎月、納付していた。なお、50年6月から61年4月までの間に、国民年金の被保険者資格を喪失する手続を行った記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年6月に国民年金の加入手続を行ってから、61年4月に第3号被保険者となるまでの間に、国民年金の被保険者資格を喪失する手続を行った記憶は無いと主張しているが、i) 申立人が所持している年金手帳には、57年10月に任意加入被保険者の資格を喪失した記載があること、ii) 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、申立人は、同年同月に同資格を喪失していることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、勤務先に来ていた集金人に、毎月、納付していたと主張しているが、申立人は、前述のとおり、昭和57年10月に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失して以降、61年4月に国民年金第3号被保険者の資格を取得するまでの間に、国民年金に加入した形跡がオンライン記録等関係資料において見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない

期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6940

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 63 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から 63 年 10 月まで

私は、昭和 61 年 12 月に会社を退職後に、区役所で、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、どこでどのように納付していたのか記憶していない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 12 月に会社を退職後、当時、居住していた A 区の区役所で、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、平成元年 4 月頃に、申立人が申立期間後に転居した先の B 市において行われたことが推認される上、申立人から提出された年金手帳の複写にも、B 市で払い出された手帳記号番号が記入されており、申立人は、これまで交付された年金手帳は、現在所持している 1 冊のみとしている。

また、申立期間当時、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和 61 年 12 月頃に、申立人に現在付与されている B 市において払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、申立人が当該期間当時居住していた A 区において払い出されていることが必要であるが、その形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から50年3月までの期間、63年1月から平成元年3月までの期間及び3年8月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年8月から50年3月まで
② 昭和63年1月から平成元年3月まで
③ 平成3年8月から4年3月まで

申立期間①について、私は、昭和44年8月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、元妻が夫婦二人分を市役所の窓口などで納付していた。

申立期間②及び③について、再婚した妻が、どこでかは定かではないが納付書を使って、毎月、国民年金保険料を納付していたはずである。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和44年8月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人の元妻が、同市役所の窓口などで、当該期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、50年12月から51年1月までの間と推認でき、申立内容と相違する上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立人の元妻が、申立期間①の国民年金保険料を夫婦二人分納付していたと述べているが、その元妻からは、当時の状況について聴取することができず、当該期間の保険料の納付状況は不明である上、国民年金手帳記号番号が申立人と連番である申立人の元妻も当該期間の保険料が未

納であり、申立人と同様に昭和 50 年 4 月からの保険料が納付済みである。

さらに、申立期間②及び③については、申立人は、再婚した妻が、どこか
かは定かではないが納付書を使って、毎月、国民年金保険料を納付していた
はずであると述べているが、その妻からは、当時の状況について聴取するこ
とができず、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関
連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し
ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 60 年 3 月まで

私は、会社を退職したことを契機に、昭和 55 年 2 月に社会保険事務所（当時）で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が、夫婦及び私の母親の 3 人分を毎月金融機関で納付書により納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 2 月に社会保険事務所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、60 年 3 月と推認でき、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の加入手続が行われた時期は、前述のとおり、昭和 60 年 3 月と推認でき、その時点において、申立期間のうち、55 年 2 月から 57 年 12 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は、遡って納付することが可能であるが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 59 年 3 月まで

私の妻は、会社を退職したことを契機に、昭和 55 年 2 月に社会保険事務所（当時）で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の私の国民年金保険料については、妻が 2 年分を遡って一度に 20 万円ぐらいを納付書により金融機関で納付した。その後の保険料については、妻が、夫婦及び妻の母親の 3 人分を毎月金融機関で納付書により納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和 55 年 2 月に社会保険事務所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、60 年 3 月と推認でき、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の加入手続が行われた時期は、前述のとおり、昭和 60 年 3 月と推認でき、その時点において、申立期間のうち、53 年 1 月から 57 年 12 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付

により納付することが可能であるが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 5 月まで

申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、よく憶^{おぼ}えていないが、平成 21 年 11 月の新聞記事によると、「国民年金加入期間の空白が 1 年以内である場合や、2 年以内で他に未納期間がない場合には、証拠がなくとも納付したと認める。」と厚生労働大臣が発表したとあり、自分の場合は、これに該当すると思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の保険料を納付しないということはないと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は平成 2 年 8 月頃と推認されることに加え、申立人の別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、よく憶^{おぼ}えていないと述べており、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、資料として、「国民年金加入期間の空白が 1 年以内である場合や、2 年以内で他に未納期間がない場合には、証拠がなくとも納付したと認める。」とする厚生労働省年金記録回復委員会の記録回復の基準緩和案に関する平成 21 年 11 月の新聞記事を提出し、申立期間はこの基準に該当すると思われるとしているが、平成 21 年 12 月 25 日から適用されている社会保険事務所（当時）における記録回復基準によると、国民年金の場合、

申立期間が国民年金の加入期間であることが前提となっており、本申立ての場合、申立期間は、オンライン記録において、未加入期間として管理されていることから、当該基準に該当しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 1 日から 32 年 3 月頃まで
② 昭和 32 年 4 月頃から同年 12 月頃まで
③ 昭和 37 年 4 月頃から 38 年 5 月 21 日まで

A社に昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 3 月頃までの期間において継続して勤務し、B地区のC店において同社のD業務に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が 31 年 7 月 1 日となっており、申立期間①が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間②について、E社（現在は、F社）に勤務し、G社のH所で同社のI業務に従事していたにもかかわらず、勤務していた全ての期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

J社に昭和 37 年 4 月から 40 年 8 月までの期間において継続して勤務し、K地域のL業務に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が 38 年 5 月 21 日となっており、申立期間③が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間にA社で継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、A社は、既に解散している上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社において被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申

立人の勤務期間について具体的な証言を得ることができないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の被保険者資格の喪失日は、昭和 31 年 7 月 1 日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

申立期間②について、申立人は、当該期間に E 社で勤務していたと述べている。

しかしながら、F 社は、「当時の資料が残っていないため、申立てどおりの届出、保険料納付については不明。」と回答していることから、申立人の E 社における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、E 社において被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることができないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人は、当該期間に J 社で勤務していたと述べている。

しかしながら、J 社は、既に破産廃止している上、当時の事業主は所在不明なため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、J 社において被保険者であった複数の同僚に照会したものの、具体的な証言を得ることができないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号の払出簿及び事業所別被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の取得日は昭和 38 年 5 月 21 日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人は、申立期間①から③までにおいて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①から③までにおける勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 8092

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 16 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の記録によると、A社の事業主として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が、保管している賃金台帳で確認できる報酬額と比べて低額になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 14 年 4 月から同年 10 月までは 41 万円、同年 11 月から 16 年 2 月までは 30 万円と記録されていたところ、同年 3 月 30 日付けで、9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された賃金台帳によると、申立人は、申立期間において、上述の減額訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、上述の減額訂正がなされた平成 16 年 3 月 30 日において、申立人がA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、A社は社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）の指導により、保険料の未納分を解消するために標準報酬月額の遡及訂正の届出を行った。」と供述をしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月1日から同年5月9日まで
② 昭和59年5月9日から61年5月1日まで

私は、昭和58年5月13日にA社に就職し、同社から派遣されてB市にあるC社のD施設を夫婦住み込みで管理することになった。

D施設が忙しいのは土日のみだったので、平日にできるほかの仕事を探し、昭和59年4月1日から61年4月30日までE社F工場に勤務しながら、A社から派遣されてC社のD施設の管理も夫婦で行っていた。

しかし、年金記録を確認したところ、申立期間①がE社の、また、申立期間②がA社の厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間にE社F工場に勤務していたと述べている。

しかしながら、E社が提出した在籍証明書において、申立人の入社日は昭和59年5月9日となっている上、雇用保険の記録によると、同社において同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、E社は、「当時の資料が残っていないため、申立てどおりの届出及び保険料納付については不明だが、雇用保険と社会保険の手続きは一緒に手続きをしている。」と回答している。

さらに、E社F工場において、当該期間に被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人について具体的な証言を得ることができないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除につ

いて確認することができない。

申立期間②について、申立人が挙げた同僚の証言から、申立人はA社において、当該期間に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、既に解散している上、当時の事業主及び社会保険担当者は死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、雇用保険の記録から、申立人は、A社をオンライン記録における厚生年金保険の資格喪失日（昭和59年5月9日）より前の同年4月30日に離職していることが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間にE社F工場において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間における厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 8094 (事案 781 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年頃から23年頃まで
② 昭和27年9月頃から41年頃まで

申立期間①は、A社B事業所に勤務していた。前回の申立てでは、C社という社名で申立てをしたが、調べたところ、同社は、A社(申立期間①当時はD社、現在はE社)B事業所に吸収合併されたので、申立てに係る事業所名を変更して、再度申立てを行う。

申立期間②は、F事業所(当時はG社H事業所、現在はI社J事業所)の開場は、昭和37年7月15日であるが、当該期間の始期であるK施設造成の時から施工に携わっており、給与はF事業所から直接支給されていた。調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人は、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除についての記憶も明確ではないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立てに係る事業所名をA社B事業所に変更するとともに、記憶している上司の氏名(姓のみ)を述べて申し立てている。

しかしながら、申立期間①におけるD社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名及び申立人の上司と同じ姓の者は確認できない。

また、申立期間①にD社B事業所において厚生年金保険被保険者期間のある9名に照会を行ったものの、いずれの者からも、申立人に係る証言を得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、K施設造成時のことを具体的に述べている上、G社H事業所において厚生年金保険被保険者期間の確認できる複数の同僚の氏名を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に係る業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、I社は、「当時の書類の引継ぎが無く、申立人の勤務実態及び保険料控除については、不明。」と回答している上、申立期間②にG社H事業所において厚生年金保険被保険者記録のある20名に照会を行い、10名から回答があったものの、いずれの者からも、申立人に係る証言を得られないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、G社H事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和37年6月1日であり、申立期間②のうち、同日より前の期間において、同社は適用事業所となっていない上、同社H事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、昭和36年4月1日から41年4月1日までの期間の国民年金の保険料を納付している上、申立人の国民年金手帳記号番号は、35年12月1日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が、それまでの期間の標準報酬月額の記録より低額になっている。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が申立期間より前の期間の標準報酬月額の記録と比べて低額になっていると主張している。

しかしながら、A社の申立期間当時の事業主は、「申立人は、パートタイマーとして採用した。申立人の申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付については不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時に申立人と同様に標準報酬月額が前年度の定時決定の標準報酬月額よりも低額になっているパートタイマー2名は、申立期間における健康保険厚生年金被保険者標準報酬月額および等級決定通知書を所持しており、当該通知書に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる上、「申立期間当時の給与額は、標準報酬月額より高額であったが、勤務時間を調整して給与額を低くしたことがあるので、標準報酬月額の記録が相違しているとは思わない。」、「保険料控除額を減らすために5月から7月までの勤務時間を減らしたことがある。」と述べている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間において定時決定の記録がある申立人を含む女性の被保険者 73 名の記録を検証したところ、申立期間において標準報酬月額が前年度の定時決定より低額となっている者は申立人以外に 37 名確認できる。

加えて、前記事業主は、「パートタイマーの給与は、時間給で支払っていたために毎月の給与支払額に変動が生じる。従業員によっては保険料控除額が負担にならないよう算定基礎届の対象月の勤務時間を調整していた者もいた。」と回答している上、前記 2 名のパートタイマーを含む複数のパートタイマーは、「ほとんどのパートタイマーは時間調整をしながら勤務していたと思う。」と述べている。

このほか、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 11 日から 50 年 7 月 20 日まで
私は、A社の前に勤務していた会社に在籍中、是非にと請われてA社に入社した。その時に取り決めた労働条件に基づく賃金と、「ねんきん定期便」で確認できる標準報酬月額を比較すると、当該標準報酬月額は、取り決めた賃金の半分程度であり、納得できないので、当該賃金に基づく標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時受け取っていた給与額よりオンライン記録の標準報酬月額は低いと申し立てている。

しかし、申立人が前職から一緒にA社に入社したと名前を挙げている同僚2名及び同日に入社したほかの同僚1名の入社当時の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間に被保険者記録がある者で、連絡先の判明した者に対して、A社における申立期間当時の給与額と標準報酬月額について照会したところ、複数の同僚は、「標準報酬月額に不審な点はない。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、申立期間においてオンライン記録と一致しており、標準報酬月額について訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申

立期間当時の申立人の保険料控除について確認することができない上、申立人もその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持してない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。